

青少年健全育成推進奨励金について

箕面市教育委員会では、青少年一人ひとりが、豊かな夢とロマンを持ち、たくましく育つことを願って、青少年による顕著な活動に対し、奨励金の交付を行っています。

奨励金制度について

1. 対象者 次の①・②のいずれかにあてはまる25歳以下（オリンピックなどへの出場選手および青年海外協力隊参加者を除く）の青少年または団体で、下記の基準に該当するかたや団体が奨励金交付の対象です。
- ①箕面市内に在住、または市内の学校に在学する個人
 - ②箕面市内に事務所、学校などの活動拠点がある団体

〈基準〉

自主的な活動 青少年による	ア. 国際規模の大会（注1）もしくは全国規模の大会（注2）に出場したアマチュアの個人または団体
	イ. 国際規模の奉仕活動に参加した個人または団体

（注1）オリンピック・パラリンピック・デフリンピックのほか、競技人口・大会参加者・出場資格等がオリンピックに準ずる規模のスポーツ大会及び文化活動などの国際的な大会。

（注2）国民体育大会、全日本大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会、全国高等学校総合文化祭などの全国的な大会。

2. 奨励金の限度額（令和2年度より変更）

- ・全国規模の大会 個人上限 2万円、団体上限 5万円
- ・国際規模の大会または奉仕活動 個人上限10万円、団体上限30万円

3. 奨励金の審査について（令和2年度より変更）

- ・個人への交付回数は、同一年度内における同一活動に対して1度のみです。（過去に交付実績のある方でも審査対象となります。）
- ・奨励金交付については、その審査の対象となる全国大会の開会日から起算してその後1年間に教育委員会へ情報提供があったものが審査対象となります。

- ・前年度の活動で激励金の交付を受けず、現年度の活動が新たに激励金の対象となる場合、前年度の活動が上記期間内であったとしても、現年度の活動のみが激励金の対象となります。

激励金の交付決定について

激励金の交付につきましては、大会要項などを調べ審査の上、決定します。交付が決定しましたら、教育委員会から激励金をお渡ししますので、市役所に来庁いただきます。

激励金についてのお問合せ

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 青少年育成室
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階(35番窓口)
電話：072-724-6968 FAX：072-724-6010
Mail：seishonen@maple.city.minoh.lg.jp